

新型コロナウイルスワクチン接種後の 遷延する症状への対応について

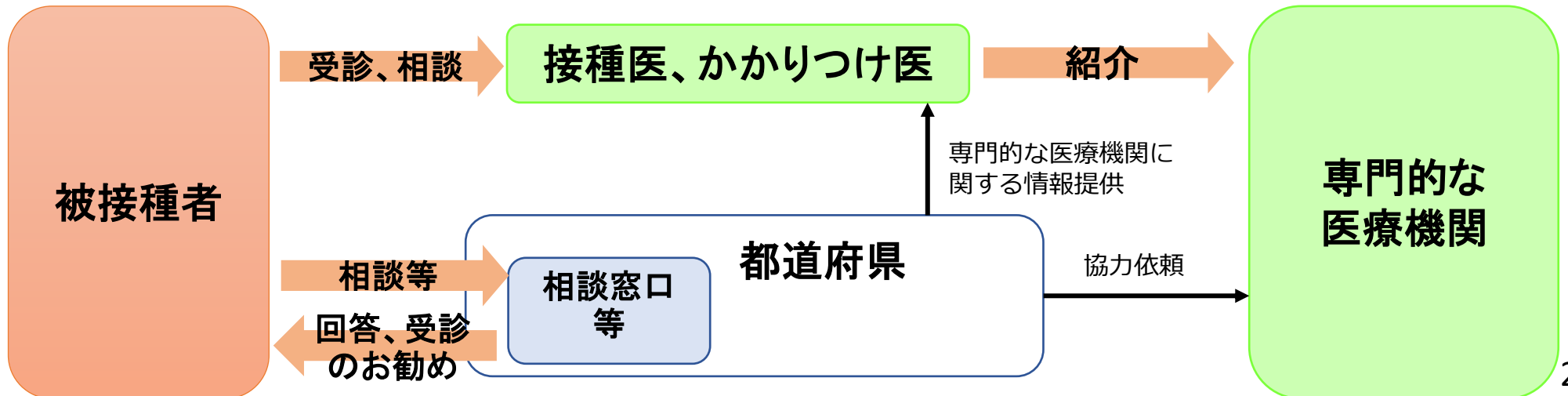
ワクチン接種後の副反応等に対応する医療体制の確保

- 新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状について、被接種者が受診を希望する際は、まず、身近な医療機関（接種した医療機関や、かかりつけの医療機関等）を受診し、受診した医療機関は、専門的な対応が必要であると判断された場合に専門的な医療機関を紹介。
- 必要に応じて専門的な医療機関に円滑に受診できる体制を確保するため、都道府県は、様々な症状に総合的な対応ができる、専門的な医療機関に協力依頼を行う。

まずは、接種を受けた医療機関や、かかりつけ医等に受診するよう促す。

※ 頻度の高い軽度の副反応は、接種医・かかりつけ医等で対応。

診察の上、さらなる対応が必要な場合、専門的な医療機関を紹介。



都道府県における対応の準備

- 新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状について、必要に応じて専門的な医療機関に円滑に受診できる体制を確保できるよう、都道府県はあらかじめ専門的な医療機関に協力依頼を行う。

<都道府県で準備すること>

- 新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状が必要に応じて専門的な医療機関に円滑に受診できる地域の専門的な医療機関に協力依頼を実施。

具体的な準備内容

- ◎ コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対して総合的に対応できる、専門的な医療機関に対して協力依頼を行う。
 - ◎ 協力を依頼する専門的な医療機関としては、
 - ・ 総合診療科や複数の内科診療科等を有し、総合的な診療ができる
 - ・ 円滑な紹介受診のため、地域連携室にワクチン接種後患者の対応窓口を設ける
 - ・ 地域の医療機関から相談があった際に対応する等の体制を構築できる機関が考えられる。
 - ◎ 協力する医療機関の相談窓口の設置や連絡体制整備等にかかる費用（委託費等）を、接種体制確保事業の都道府県への補助対象に含める。
 - ◎ 接種医、かかりつけ医が専門的な医療機関に円滑に紹介できるよう、医療機関のリストを作成し、ワクチン接種医療機関等に情報共有する。
- 住民から接種後の副反応に関する相談を受けた場合、相談に応じ、必要に応じ、接種医、かかりつけ医を受診するようお勧めする。


具体的な準備内容

- ◎ 住民からの接種後の副反応に関する相談に対応できる体制を確保する。

※ 国等から提供される副反応に関する情報や、地域における医療体制の状況などをもとに、相談に対応する。

新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について

これまでの経緯等のまとめ

- 令和3年2月1日付けで都道府県に対して通知（※）を发出し、新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対応できるよう、相談窓口の設置と、医療体制の確保について依頼した。
 - 一方で、ワクチン接種後に、現に遷延する症状を訴えられる方がいらっしゃる可能性を想定し、症状とワクチンとの因果関係の有無にかかわらず、受診を希望される方が必要な医療機関を受診できるよう、改めて①相談窓口と②専門的な医療機関に関する体制等について確認するとともに、必要に応じて体制の見直し（新規の医療機関の追加、個々の医療機関の役割の見直し等）を検討するよう、令和4年3月24日付け通知にて都道府県に依頼した。
 - また、新型コロナワクチン接種後の遷延する症状について、相談先や受診先について悩んでいる方が存在すること等について指摘がなされていることを踏まえ、専門的な医療機関の名称等を公表することについて、管下関係機関との調整をするよう、令和4年4月4日付け通知にて都道府県に依頼した。
- 
- 令和4年3月及び4月通知の发出から3か月以上が経過したことも踏まえ、令和4年7月8日付け事務連絡にて、住民からの相談に対応できる窓口の運用状況や、専門的な医療機関の確保及び公表の状況等について、確認したところ、全ての都道府県において、住民からの相談に対応できる窓口が設置されていること及び遷延する症状を訴える方にも対応できる専門的な医療機関の確保がなされていることが確認された。
 - また、専門的な医療機関の名称等の公表がなされているのは全都道府県のうち3割程度に留まったものの、令和4年9月9日付け事務連絡にて、名称等を公表していない自治体であっても、被接種者が受診を希望する場合に専門的な医療機関に円滑に受診するための工夫として、専門的な医療機関の名称等を接種医やかかりつけ医に情報共有し、必要に応じ被接種者に専門的な医療機関を紹介すること、被接種者が自治体相談窓口へ相談した際に専門的な医療機関を紹介すること等の工夫がされており、改めて、運用上、必要な診療体制が構築されていることが確認された。

2022（令和4）年10月7日

各都道府県における専門的な医療機関への円滑な受診のための工夫の状況について

○ 各都道府県における、被接種者が受診を希望する場合に専門的な医療機関に円滑に受診するための工夫の状況は以下のとおりであった。

専門的な医療機関の名称等を公表しているか。

すべての医療機関について、名称等を公表
11都道府県（23%）

同意が得られた医療機関のみ、名称等を公表
6都道府県（13%）

非公表
30都道府県（64%）

①接種医やかかりつけ医への専門的な医療機関の名称等の情報提供、または②自治体相談窓口から専門的な医療機関の紹介をしているか。

①の工夫をしている。
29都道府県（97%）

②の工夫をしている。
4都道府県（13%）

※ 3都道府県については、①及び②両者の工夫をしていると回答

被接種者が受診を希望する際の、専門的な医療機関への円滑な受診のための都道府県のその他の工夫等については、別添の参考資料も参照。

副反応を疑う症状に対する相談窓口・専門的な医療機関の整備状況

厚生労働省ホームページにおいて、各都道府県の相談窓口や専門的な医療機関の掲載ページへのリンクを掲載

副反応を疑う症状についてのご相談（都道府県別）

都道府県別相談窓口等掲載ウェブサイト一覧

新型コロナワクチン接種後に副反応を疑う症状が認められた場合に、その方が必要に応じて専門的な医療機関を円滑に受診できるように、各都道府県において体制を整備しています。詳細については、お住まいの都道府県に応じて、下記のリンク先の情報をご覧ください。

都道府県	相談窓口（副反応コールセンター） 掲載ページ	専門的な医療機関掲載ページ
北海道	●	—
青森県	●	●
岩手県	●	—
宮城県	●	—
秋田県	●	—
山形県	●	—
福島県	●	—
茨城県	●	●
栃木県	●	●
群馬県	●	—
埼玉県	●	●
千葉県	●	—
東京都	●	●
神奈川県	●	●
新潟県	●	●
富山県	●	●
石川県	●	●
福井県	●	—
山梨県	●	—
長野県	●	—
岐阜県	●	●
静岡県	●	—
愛知県	●	●
三重県	●	—
滋賀県	●	—
京都府	●	—
大阪府	●	—

兵庫県	●	●
奈良県	●	—
和歌山県	●	—
鳥取県	●	—
島根県	●	—
岡山県	●	●
広島県	●	—
山口県	●	●
徳島県	●	●
香川県	●	—
愛媛県	●	—
高知県	●	●
福岡県	●	—
佐賀県	●	—
長崎県	●	—
熊本県	●	—
大分県	●	—
宮崎県	●	—
鹿児島県	●	—
沖縄県	●	—

（注）「—」はウェブサイトでの名称等の未公表を示します。詳しくはお住まいの都道府県の相談窓口にお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou.html

2023（令和5）年4月28日

新型コロナワクチン接種後の遷延する症状に関する実態調査について （第一報）

※今回の資料は、調査の結果を早期に報告するための第一報であり、詳細な数値等については引き続き分析の上、今後第二報として報告する予定である。

新型コロナワクチン接種後の遷延する症状に関する実態調査について（概要）

新型コロナワクチン追加接種並びに適応拡大にかかわる免疫持続性および安全性調査（コホート調査）（分担研究班）

背景

新型コロナワクチンの接種により新型コロナウイルスによる重症例は減ったものの、世間ではワクチン接種後の遷延する症状があるのではないかという意見が散見されるが、その実態は不明である。そのため、新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状について、遷延する症状も含め、実態の把握を行うことを目的に評価を行うこととした。

目的

ワクチンとの因果関係の有無にかかわらず、ワクチン接種後の症状を訴え専門的な医療機関を受診した者の実態を収集、把握し、得られた知見について必要な情報提供等を行うことを、第一段階の目的とする。

調査方法

【調査の方針】

本調査では、まずは受診実態の把握を目的とした記述的な評価（※）を行うこととし、ワクチン接種後の症状を呈した患者が受診した専門的な医療機関に対して調査票を送付し、症例に関する情報を収集・分析することとした。

【調査対象】

※ワクチンとの因果関係を問わず行う調査。

全国の都道府県において、自治体やかかりつけ医等の紹介によりワクチン接種後に副反応を疑う症状を専門的見地から診療する約470の専門的な医療機関が整備されている。このうち「本調査への協力が可能」との回答が得られた193の医療機関を調査対象とした。

【調査方法】

以下の2種類の調査票を作成し、調査を行った。調査対象者は、令和3年2月1日から令和4年5月31日までに受診した者とした。

- ① 事務的調査票：性別・年齢・受診した診療科等の受診状況の全体像を把握することを目的に、地域連携室宛に送付。
- ② 医学的調査票：症状や診断や治療の結果明らかとなった病名等医学的な内容を把握することを目的に、医師宛に送付。
- ③ 2月15日より調査票を送付し、3月15日までに回答があった報告を評価対象とした。

【主な調査項目】

事務的調査票（地域連携室宛）	医学的調査票（医師宛）
発症日、当該症状に係る初診日、当該症状に係る初診日以降の診療科、当該症状に係る初診日以前の診療科、直近の受診状況 等	受診のきっかけとなった症状、当該症状の発現日、ワクチン接種の状況、基礎疾患、当該症状にかかる病名、検査、治療内容、転帰、症状の持続期間、日常生活・就労・就学への影響、経過の概要 等